

# ひょうごの「環境」

2021



小水力発電 (ペルトン水車)



燃料電池バス (FCバス)



ひょうごフードドライブ運動



海岸漂着物の回収



豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生



ひょうごジビエの普及啓発 (ジビエマン)



尼崎21世紀の森づくり



ひょうご環境体験館 展示リニューアル (左: 展示スペース、右: 赤とんぼの模型)



兵庫県

# 令和3年度の施策展開方向・施策体系・予算

## 《施策展開方向》

「第5次兵庫県環境基本計画」(H31年2月策定)に基づき、「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」という考え方に沿って、着実に施策を展開します。また、持続可能な社会の実現を目指すため、SDGsの理念を共有しながら取り組むことで、経済・社会の諸課題の解決につなげます。

このため、温室効果ガスの排出抑制等による地球温暖化対策、生物多様性の保全等による自然との共生、廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用等による資源循環、大気・水・土壌環境の保全や有害化学物質対策等による安全で快適な生活環境づくり、環境学習・教育や各主体間のネットワークづくりによる地域力の向上を柱として、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進します。

## 《施策体系と予算》

環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ

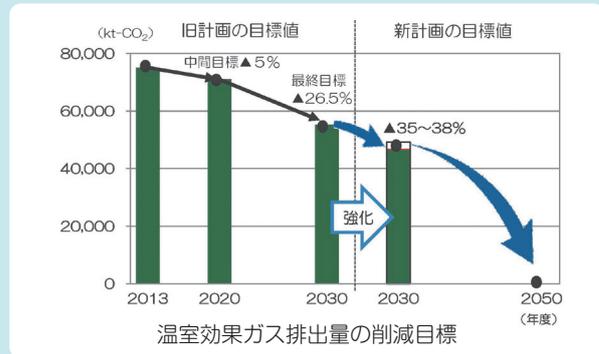


【 令和3年度 環境関係予算 8,282 百万円 ※人件費等を除く 】

## 1 新・兵庫県地球温暖化対策推進計画の推進

国内外での脱炭素化への動きが加速する中、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指します。

「脱炭素社会の実現」を地域から先導していくため、令和3年3月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(以下「推進計画」)では、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの実現に向け、2030年度温室効果ガス削減目標を強化する(2013年度比▲26.5%→▲35～38%)等、温暖化対策をさらに推進します。



## 2 「地域循環共生圏」の創出 ～再生可能エネルギーの導入拡大～

推進計画の改定により、2030年度再生可能エネルギー導入目標を80億kWhに引き上げました。

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、脱炭素・資源循環・自然共生の統合による「地域循環共生圏」を創出します。

### (1) 北摂里山地域循環共生圏モデルの構築

木質バイオマスなど再エネ導入・計画が進む北摂地域を対象に、地域再エネ事業の実施・運営体制を検討し、全县モデルを構築します。

### (2) 再エネ導入支援の強化

地域団体が検討する再エネ導入を、補助や無利子貸付等により支援します。

#### ①ひょうご再エネ導入加速化プロジェクト

**ア 地域再エネワークショップの開催**  
地域での掘り起こし

**イ 再エネ導入支援アドバイザー派遣**  
事業実施までの地元調整やシステム設計等を支援

#### ②地域創生！再エネ発掘プロジェクト

**ア 立ち上げ時取組支援** 勉強会や現地調査等に対し補助

**イ 基本調査等支援** 流況調査や測量調査等に対し補助

**ウ 設備導入支援** 先進的モデルのハード整備費用に対し無利子貸付

#### ③自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業((公財)ひょうご環境創造協会)

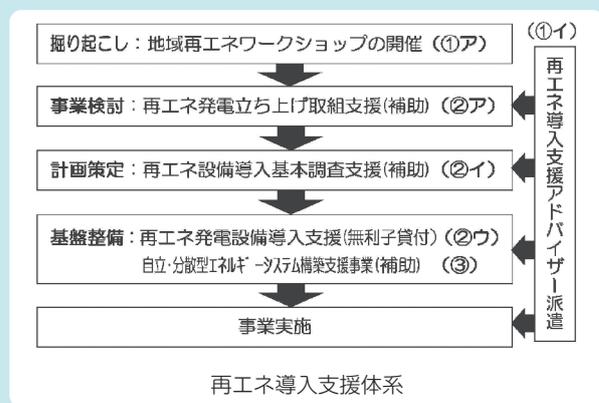
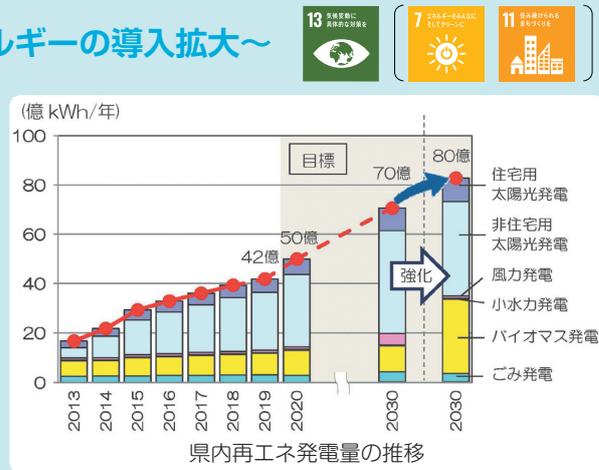
自立・分散型地域エネルギーシステムを構築する先導モデル事業の設備整備を支援

### (3) 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資事業

住宅用太陽光発電設備(10kW未満)、家庭用燃料電池等の導入に低利な融資を実施します。

### (4) 再生可能エネルギー相談支援センターの運営((公財)ひょうご環境創造協会)

総合相談窓口として、設備導入に関する相談、専門家による現地調査等を行います。



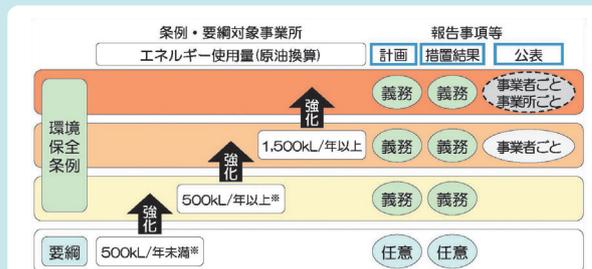
### 3 脱炭素に向けた経済活動の推進



#### (1) 条例に基づく温室効果ガス削減の推進

本県では特に産業部門に占める温室効果ガス排出量が多いことを踏まえ、環境の保全と創造に関する条例(以下「環境保全条例」)等による排出抑制計画・報告・公表制度を強化します。

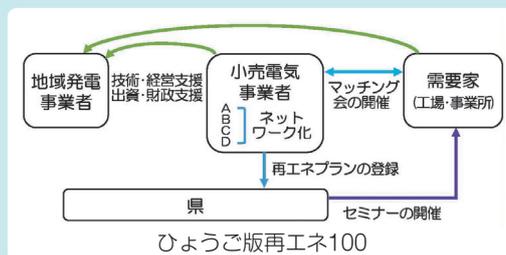
対象事業所ごとに取組を一段階引き上げ、さらに、新たな計画として2030年度までの目標を立てるよう促します。また、県指針を踏まえ、特に非効率石炭火力からの転換・廃止や再エネの利用促進等を助言・指導します。



※ 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を設置する工場等(令和3年度上期に改正予定)

#### (2) “ひょうご版再エネ100”の推進

再エネの導入促進を通じて、小売電気事業者や地域発電事業者の新たな参入促進、活性化につなげるため、需要家に対するセミナーやマッチング会を開催する他、地域発電事業者への支援を促進します。



#### (3) 中小事業所に対する再エネ導入等支援の強化

- ①省エネ設備の更新や省エネ化工事の経費を一部補助
- ②屋根置き太陽光発電設備等の設置やPPAモデル\*での建物改修の経費を一部補助
- ③CO<sub>2</sub>削減効果の啓発や具体的な取組のための省エネルギーセミナーの開催
- ④地球温暖化対策設備設置のための低利融資を実施

※ 初期投資ゼロで設置可能な第三者所有モデル

#### (4) 水素・電動モビリティの普及促進

商用自家用車や運送用車両に対する導入補助に加え、「兵庫水素社会推進構想」(H31年3月策定)に掲げる水素社会を実現するため、①水素ステーションの整備費補助、②燃料電池自動車 (FCV)・燃料電池バス (FCバス)・燃料電池タクシー (FCVタクシー) の導入補助により、水素モビリティの普及を図ります。また、順次公用車へのFCV等、電動車の導入も促進します。



西日本初のFCバス(R3.4導入)

#### (5) 「環境率先行動計画(ステップ6、計画期間：R3~7)」に基づく県の取組

県自らが環境負荷低減を率先して推進し、特に使い捨てプラスチック利用の削減に取り組むとともに、温室効果ガス排出量・コピー用紙使用量の削減の強化・徹底を図ります。

### 4 家庭でのCO<sub>2</sub>排出が少ないライフスタイルへの転換



#### (1) 蓄電池・太陽光発電等の再エネ導入支援の強化((公財)ひょうご環境創造協会)

エネルギーを最適に利用する暮らし方である「スマートライフ」を推進し、再エネの導入、災害対応にも寄与する家庭用蓄電システム及び太陽光発電システムの導入を支援します。

#### (2) うちエコ診断の推進

各家庭の効果的な対策を提案するとともに、うちエコ診断士資格取得の促進を図ります。

#### (3) 関西広域連合の取組と歩調を合わせた省エネルギーの呼びかけ

特にエネルギー消費量が増加する夏季と冬季に、省エネルギーについて呼びかけます。

### 5 気候変動への適応策の推進



温室効果ガスの排出を抑制する「削減策(緩和策)」を基本としながら、気候変動影響などの情報提供や気候変動に関する「適応策」の取組を一体的に推進し、全県的な機運を醸成します。

## Ⅱ 『自然共生』 ～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

### 1 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進



シカ・イノシシの捕獲拡大により農林業被害は全体的には減少傾向にありますが、生息域の拡大などにより被害が増加している地域もあるため、地域の実情に応じた野生動物の①個体数管理、②被害管理、③生息地管理を総合的・計画的に進めます。

#### (1) 集落における鳥獣被害対策の体制整備 ～鳥獣被害集落ローラー作戦の展開～

市町職員の対策技術・知識向上のための実践研修や、集落への獣害専門事業者(鳥獣対策サポーター)の派遣を支援するとともに、農業被害を防止するための獣害防護柵の設置や野生動物の隠れ場所となる茂みの伐採(獣害防止ベルト整備)を支援します。

#### (2) シカ・イノシシ対策の強化【シカ捕獲目標 46,000頭 イノシシ捕獲目標 25,000頭】

被害が大きく狩猟者が少ない地域等での有害捕獲の強化、狩猟期間中の捕獲を推進します。

また、シカ丸ごと1頭活用大作戦として、処理加工施設等の整備、捕獲個体の搬入・回収支援に加え、ひょうごジビエの日の普及啓発により、シカ肉等の需要拡大を図ります。

##### 【シカの捕獲目標】

区分		R3目標	捕獲報償金	内容
狩猟	狩猟期シカ捕獲拡大事業	22,500頭	7,000円	全県を対象(11/15～3/15)
有害捕獲	シカ有害捕獲促進支援事業	6,000頭	16,000円	銃による有害捕獲
	シカ有害捕獲専任班支援事業	1,500頭	24,000円	銃猟に秀でた捕獲専任班による捕獲
	一般有害捕獲	15,000頭	8,000円	わな等による捕獲
	県捕獲専門家チームによる捕獲	1,000頭	24,000円	市町からの要請による県代行捕獲
計		46,000頭		

##### 【イノシシの捕獲目標】

区分		R3目標	捕獲報償金	内容
狩猟	狩猟期イノシシ捕獲拡大事業等	10,000頭	7,000円 9,000円	淡路地域を対象(11/15～3/15) 本州地域(ジビエ活用分)を対象(2/15～3/15)
有害捕獲	一般有害捕獲	14,500頭	8,000円	わな等による捕獲
	県捕獲専門家チームによる捕獲	500頭	24,000円	市町からの要請による県代行捕獲
計		25,000頭		

##### 【シカ・イノシシ捕獲実績】

(単位：頭)

項目	H27	H28	H29	H30	R1
シカ	45,569	43,682	37,676	37,234	40,937
イノシシ	19,061	19,648	16,429	20,008	22,957

#### (3) ツキノワグマ出没被害対策強化

生息数が増加しているツキノワグマの集落への出没や人身事故の発生を防止するため、集落周辺部での有害捕獲の強化や追い払い等を実施します。また、同一個体群のクマが生息する隣接府県との協議会で、広域の生息数推定や個体数管理方法を検討・確立します。

#### (4) サル出没対策

サル被害の軽減と地域個体群の存続を両立させるため、群れごとの生息状況に応じた適切な個体数管理を支援します。

#### (5) カワウ被害対策強化【捕獲目標 1,000羽】

アユ食害を与えているカワウの個体数管理のため、擬卵置換等の繁殖抑制、営巣地や飛来地(銃猟可能なシューティングポイント)での捕獲等を支援します。

#### (6) 狩猟者の確保・育成

狩猟への関心を高める狩猟体験会や初心者向けの講習会等の開催により、狩猟者の確保・育成を進める他、猟友会をはじめとする地域の狩猟体制の整備・強化を図ります。

また、多様な射撃・わな捕獲技術の向上を図りながら、狩猟マイスター育成等のための研修機能も併せ持つ「兵庫県立総合射撃場(仮称)」の整備を進めます。

## Ⅱ 『自然共生』 ～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

### 2 生物多様性保全の総合的推進



#### (1) 生物多様性ひょうご戦略の推進

「生物多様性ひょうご戦略」(H31年2月改定)で設定した新たな行動計画、数値目標に基づき、事業者、団体・NPO、行政等の生物多様性の保全・再生活動を推進します。

#### (2) 外来生物対策の推進

##### ア アライグマ・ヌートリアの捕獲強化

市町、関係団体、専門機関等によるアライグマ・ヌートリア対策連絡会議を開催し、連携強化を図り防除を促進します。

〈捕獲わなの充実強化、住民協力捕獲体制モデル事業〉

【アライグマ・ヌートリアの捕獲目標・実績】 (単位：頭)

項目	R1 目標	R2～ 目標	R1 実績
アライグマ	6,000	7,000	6,204
ヌートリア		1,000	1,065



捕獲されたアライグマ

##### イ 外来昆虫・外来植物等の防除

市町、関係団体、専門機関等による外来昆虫等対策連絡会議及び外来植物対策連絡会議を開催し、情報共有を図り早期発見・駆除等に取り組みます。

〈県民向けガイドラインの作成、外来昆虫等セミナー、コンテナ取扱事業者への指導強化、緊急用薬剤等の配備、外来植物防除の技術講習、水生外来生物調査〉

#### (3) 瀬戸内海国立公園六甲地域の活性化

六甲山の魅力、ブランド力の向上に向け、上質な景観形成や質の高い利用環境を実現するため、企業保養所について、周辺の風致景観に影響を及ぼさない範囲で、行為許可の更なる規制緩和等に取り組みます。

### 3 豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生



本県で先進的に取り組んできた施策が反映された瀬戸内法の改正が予定されており、生物多様性及び生産性が確保された豊かで美しい瀬戸内海の再生への取組を拡大します。

#### (1) 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の推進

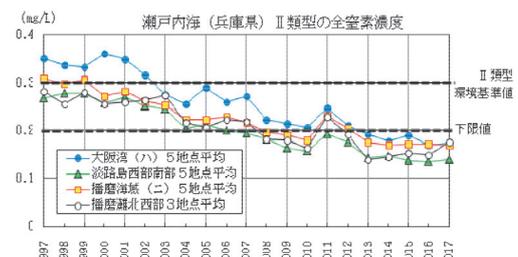
湾灘協議会等での点検・評価、取組の持続的改善をさらに進めます。

#### (2) 栄養塩類の適切な管理

環境保全条例に基づく窒素・りんの望ましい海域濃度(下限値)の達成を目指し、海域への適切な栄養塩の供給を行うため、①工場・事業場の製造工程や排水処理の見直し等の事例を収集した栄養塩供給ガイドラインを活用し、取組の普及を図ります。②下水処理場のBOD上乗せ排水基準を一部撤廃したことにより、季節別運転を継続・拡大します。③ため池のかいぼりや豊かな森づくり等を行い、農地・山林等からの栄養塩供給の検討を進めます。

#### (3) 沿岸域の環境保全等の推進

藻場・干潟等の浅場の再生・創出、海底ごみ等の除去、海底耕うん等による海底改善、石積み護岸等の環境配慮型護岸の整備を促進します。



豊かで美しい瀬戸内海の再生のための施策展開

### Ⅲ 『資源循環』 ～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～



#### 1 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用による資源循環の推進

##### (1) 兵庫県廃棄物処理計画(H30年8月策定)の推進

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び最終処分量の削減を図るため、食品廃棄物・食品ロスの削減や古紙回収及びバイオマスの利活用を促進します。

重点目標 設定項目	実績		目標	
	2012年度 基準年度	2017年度 現状	2020年度 (中間目標)	2025年度 (最終目標)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	525g/人日	498g/人日	483g/人日	463g/人日
一般廃棄物 最終処分量	273千t	211千t (▲23%)	198千t (▲28%)	185千t (▲32%)
産業廃棄物 最終処分量	781千t	627千t (▲20%)	571千t (▲27%)	560千t (▲28%)

##### (2) プラスチックごみ対策の推進

プラスチック資源循環検討委員会(県内企業・小売業団体等)を設置し、3Rの取組徹底を基本としつつ、新たな資源循環に取り組む「プラスチックごみゼロアクション」を推進します。

###### ア リデュースの徹底

(ア) レジ袋有料化の動向を踏まえ、条例に基づく取組強化を検討し、ワンウェイプラスチック(レジ袋、ストロー、トレイ等)の効果的な削減を促進します。

(イ) 県内企業で生産される生分解性プラスチックの導入促進など代替素材への転換を促します。  
(利用例: マルチや牡蠣パイプなどの農業・漁業資材で、自然界の微生物により分解)

###### イ 効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進

(ア) ペットボトル集団回収(現在3市で実施)の拡大や「ボトル to ボトル」を促進します。

(イ) 資源プラスチックの回収のあり方や高効率発電など合理的なリサイクル方法を検討します。

###### ウ 観光地・イベント等での分別収集徹底によるポイ捨てのないまちなみづくり

##### (3) 衣料品リサイクルの推進

リサイクル率の低い衣料品の効果的なリサイクルシステムの構築に向け、研究会を立ち上げるとともに、県内のリサイクルの状況や先進的な取組を紹介するセミナーを開催します。

##### (4) 資源循環のライフスタイルへの転換

###### ア ワンウェイプラスチック削減県民運動の展開

新しいライフスタイル委員会によるレジ袋をはじめとするワンウェイプラスチック削減の県民運動に関する取組を支援します。

###### イ ひょうごフードドライブ運動の全県展開

家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄附する活動「フードドライブ」の全県展開を図ります。(100店舗程度まで拡大予定)



#### 2 海ごみ対策の推進 ～海岸漂着物・漂流ごみ等対策～

「兵庫県海岸漂着物対策推進地域計画」(R2年3月改定)に基づき、海岸漂着物のみならず、漂流ごみ・海底ごみの回収・処理、流域圏(陸域から海域)での対策、プラスチックごみ対策を推進します。

##### (1) 漂流ごみ・海底ごみ対策の推進

特に、市町等と連携し、国庫補助を活用した漁業者等のボランティアによるごみの回収・処理を積極的に進めます。

##### (2) 様々な主体が協働する広域的な対策の推進

海岸漂着物対策推進懇話会等を通じ、クリーン活動や普及啓発などを総合的に推進します。

##### (3) プラスチックごみ対策の推進【再掲】



海岸漂着物の回収作業(淡路市)

3 廃棄物の適正処理の推進



(1) 産業廃棄物処理業者に対する指導等

廃棄物処理法に基づく処理業や処理施設の許可申請を厳正に審査します。また、処分業者への立入検査を重点的に実施し、不適正な事項が判明した場合は厳格に指導します。

(2) 不適正処理の未然防止

ア 不適正処理の未然防止・拡大防止体制の整備

廃棄物処理法等に基づく指導、不法投棄現場の継続的な監視及び広域的な不法投棄事案に対する監視等により、不適正処理の未然防止・拡大防止に努めます。

イ 不法投棄を許さない地域づくりの推進

各県民局に不適正処理監視員を配置し、監視パトロールや廃棄物運搬車両の路上検問、地域住民と連携した合同監視パトロールや自治会への監視カメラの貸出などを行います。

(3) PCB廃棄物処理

県内の高濃度PCB廃棄物は、JESCO大阪及びJESCO北九州で処理を行っています。「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(H31年4月改定)に基づき、保管事業者への指導と未届事業者の把握に努め、処理期限終了後も引き続き、計画的かつ適正な処理を推進します。

(4) 生活排水対策

ア 合併処理浄化槽の整備促進と維持管理への指導

指定検査機関である(一社)兵庫県水質保全センターと協働で精度の高い浄化槽台帳を整備し、単独処理浄化槽も含め浄化槽の適切な維持管理の指導を強化します。

維持管理が徹底される公共浄化槽(市町設置・管理型の合併処理浄化槽)の転換を図ります。また、更新時には県費補助の活用等、市町による公共浄化槽制度の導入を促進します。

イ コミュニティ・プラントの基幹改修事業の支援

公共下水道事業等と比較して国庫補助金等の財政措置率が特に低い1.5億円未満のコミュニティ・プラントの基幹改修事業への補助制度により、市町への支援を行います。

(5) 廃棄物の広域処理

廃棄物の適正な海面埋立と港湾の秩序ある整備による生活環境の保全と地域の均衡ある発展を目的として、「大阪湾フェニックス事業」を促進します。



大阪湾フェニックス事業 神戸沖処分場 (R2.12撮影)



災害廃棄物図上演習の様子

(6) 災害廃棄物対策の推進

阪神・淡路大震災など過去の災害で得られた知見・経験を踏まえ、初動対応から応急対応に重点を置いた災害廃棄物処理計画に基づき、支援体制の充実などに取り組みます。

また、県内全市町が、災害廃棄物処理計画を策定するよう研修会の開催等の支援を行います。

## 1 大気環境の保全



### (1) 微小粒子状物質(PM2.5)対策(注意喚起情報の発信・成分分析)

大気汚染常時監視測定局にPM2.5自動測定機を設置して常時監視を実施し、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれのある場合には、注意喚起情報を発信します。また、効果的なPM2.5対策を検討するため、成分分析を実施(計2箇所)し、総合的な解析を行います。

### (2) 工場・事業場のばい煙発生施設等対策

大気汚染防止法に基づき、窒素酸化物等を排出するばい煙発生施設等の届出審査を行うとともに、工場等の立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の維持管理等の指導、ばい煙・VOC(揮発性有機化合物)・水銀濃度の測定、燃料の分析を行い、規制基準の遵守状況等を監視します。

### (3) アスベスト対策の推進

大気汚染防止法及び環境保全条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体・改修工事の届出審査を行うとともに、県環境研究センターと連携して立入検査を実施し、飛散防止基準の遵守状況を監視します。また、国に先駆けて環境保全条例に基づき規制している非飛散性アスベスト含有建築物についても、令和3年度から施行される改正法を踏まえ、アスベスト漏えい監視の徹底を図ります。



立入検査時のアスベスト測定

### (4) 風力発電設備の騒音対策

風力発電設備は、地球温暖化対策に資する再生可能エネルギー発電設備である一方、近年大型化も進んでおり、騒音による生活環境への影響が懸念されることから、令和2年1月に環境保全条例に基づく騒音の規制基準を改正し、最も影響を受ける住居等又は住居地域での風車到達騒音の基準値を「環境基準値-10dB」としました。今後設置される風力発電設備について、新たな規制基準を適用し、周辺的生活環境の保全を図ります。

## 2 水・土壌環境の保全



### (1) 水質の常時監視

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を把握し、施策に反映するため、国・市町と連携して、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定めます。

同計画に基づき、公共用水域である河川、湖沼、海域で水質の測定を行うとともに、県内全域で概況調査として地下水の測定を行います。汚染が確認された井戸では、継続監視調査として定期的に汚染が確認された項目の測定を実施します。



水質調査(海域)の状況

### (2) 工場・事業場の排水規制等の推進

水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設(汚水排出施設)の設置等について、届出・許可申請を通じて指導し、公共用水域及び地下水の水質保全を図ります。

また、排水基準等が適用される特定事業場に対して立入検査を実施し、処理施設の維持管理の改善等の指導を行います。

**(3) 土壌汚染対策の推進**

土壌汚染対策法に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更時等の届出や土壌調査・汚染対策が確実に実施されるよう、土地所有者等に対して指導を行います。

また、事業者の自主的な調査等により判明した土壌汚染について、同法に準じた対策を講じるよう指導します。



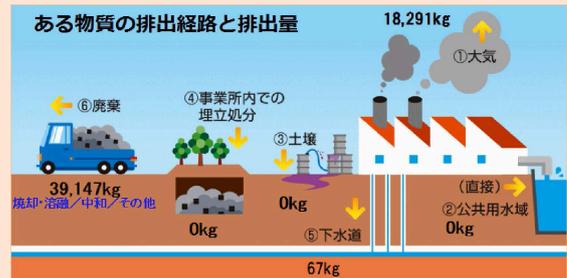
土壌汚染対策の実施現場

**3 有害化学物質対策の推進**



**(1) 化学物質の排出量・移動量の把握と公表の推進**

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に基づき、工場等における化学物質の排出量及び移動量を把握・公表し、事業者自らの排出量の適切な管理や化学物質によるリスク低減を図ります。



排出・移動量の公表例

**(2) 予防原則に基づく排出基準未設定化学物質の実態調査**

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象となっていないものの、健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進めます。

**4 環境影響評価(アセス)制度の強化**



**(1) 廃棄物最終処分場の対象事業規模見直し**

廃棄物最終処分場の環境影響評価に関する条例(アセス条例)対象事業を見直し、大規模な事業による環境影響に関して事業者の説明責任及び自然環境等への配慮を強化しました。

新たに環境アセスを実施する最終処分場事業者に対しては、個別に適切なアセス実施を指導します。

	特別地域 (県下の大半が該当)	特別地域以外の地域
見直し前	15ha 以上が対象	
見直し後	10ha 以上が対象	15ha 以上が対象 (これまでどおり)

最終処分場の見直し内容(R3年度施行)

**(2) 太陽光発電事業に対するアセス等の指導**

太陽電池発電所の新設・増設について、令和2年度から事業区域面積5ha以上の事業をアセス条例の対象に追加しました。対象となる事業に関して、環境影響評価審査会による厳格な審査を通じ、事業者による自然環境等への配慮の徹底を図ります。

さらに、事業区域面積0.5~5haの事業についても、令和2年3月に策定した小規模太陽光自然環境調査指針に基づき、森林等に設置する事業者に対して適切な自然環境調査の実施及び調査結果等の提出を指導します。

項目	0.5~5ha	5~100ha	100ha 以上 (出力4万kW以上*)
環境影響評価	×		
自然環境調査	○ (自然環境調査指針)	○ (アセス条例)	○ (アセス法)
太陽光条例		○	

\* アセス法の要件は発電出力4万kW以上であり、面積100haに相当

太陽光発電事業に必要なアセス等の内容

## 1 環境学習・教育の総合的推進



乳幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学び」、「行動」する環境学習・教育を推進します。

### (1) ふるさと兵庫こども環境体験の推進

環境体験を幼稚園・保育所等が段階的に実施することで、県内全ての幼児が一定の専門性を踏まえた環境体験を継続的にできる体制を構築するため、①人と自然の博物館の専門家、こども環境体験コーディネーター等による環境学習プログラム、②複数園が集まる研修に講師派遣するなど、環境体験のノウハウを伝える研修、③環境体験コンテンツの県内全園送付等を実施します。



体験プログラムの実施風景

### (2) ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクトの開催

環境問題を科学的・論理的に捉え、解決策を考え、実践できる資質を身に付けた「次代の兵庫の環境創造を担うリーダー」を育成するため、講義・ワークショップ等の研修や有識者等との意見交換、課題解決プランの作成・提案を実施します。

**R2提案内容** 難しいパリ協定を易しく解説したビデオ、下水汚泥からのメタンガス精製時に生じる消化液の肥料活用や、環境活動は格好いいという意識を作る手法について 等

### (3) ひょうごユースecoフォーラムの開催

企画段階からの高校生・大学生の参画のもと、新たに環境活動団体や企業等との交流を強化することにより、若い世代の活動の広がりを支援し、環境保全・創造活動の活性化を推進します。令和3年度は、冬頃に口頭発表や企業等取組紹介、グループディスカッション等のフォーラムを開催します(参加人数：約400名)。

### (4) 環境学習・教育に関する情報発信・活動支援

#### ア ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)の運営

体験活動等を通じて、県民の意識向上や環境保全・創造活動を促進する環境学習の拠点施設として運営しています。

令和2年度の展示リニューアルによるグラフィックや模型の刷新等により、地球の危機的な状況やひょうごの先導的な環境創造の取組を伝え、視覚的、体感的な学びを提供します。

#### イ エコツーリズムバスの運行支援

県内の環境関連施設や自然公園等で環境学習・教育を実施する団体等に対し、借り上げたバスの経費の一部を補助する「エコツーリズムバス運行支援事業」を実施します。



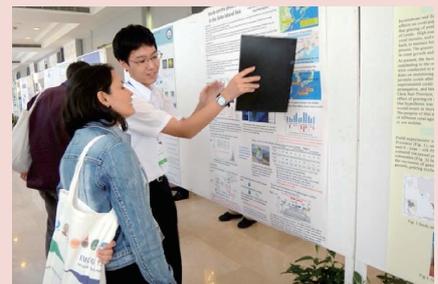
ひょうご環境体験館(佐用町)

## 2 様々な主体との協働による取組の推進



本県に立地しているアジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センターや(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター等の研究機関への活動支援を通じて、地球環境保全に向けた国際的な取組を地域から推進します。

また、(公財)国際エメックスセンターが開催する世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)への支援・参画等を行っています。なお、2021年にイギリス・ハルでオンライン開催される第13回世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス13)の開催に向け支援を行います。



エメックス12 青少年環境教育交流セッション(H30.11、タイ王国パタヤ)